

2010.

7/15
vol. 117

まいばら

ひととまちをつなぐ市政情報誌



主な内容

「事業仕分け」を実施します	2
滋賀統合物流センター事業に関する状況報告	4
廃食用油 実験回収します	6

次回の広報まいばら発行日 8月1日号 7月29日(木)

外部の視点で事業を点検

「事業仕分け」を実施します！

事業仕分けとは、市が実施している事業（行政サービス）について、その必要性や実施方法の妥当性を外部の視点で議論・評価し、事業のあり方を根本から見直すものとするものです。

事業仕分けは、事業を廃止することや事業費を削減することだけが目的ではありません。公開の場で市民のみなさんに事業の内容を広く知っていただき、外部の有識者の方を交えて議論することで課題などを明らかにし、事業の最適化と行政運営の透明性を高めていくことが大切です。

今回は、仕分け作業の具体的な流れと結果の反映方法、そして市民評価者の募集などについてお伝えします。

事業仕分けの流れについて

仕分けの対象となる事業について、次のような流れで議論していきます。（イメージ図参照）

①事業の必要性の判断

市民ニーズや社会環境の変化などを考慮に入れつつ、事業そのものの必要性を考えます。

②実施主体の見直し

必要であると判断された場合は、どの機関がその事業を担うのが適切かを考えます。

③手法の見直し

市が担うべきと判断された場合は、その実施効果を高めるために、手法を検討します。（現行どおり・内容見直し・民間委託）

④民間受け皿の検討

民間が担うべきと判断された場合は、どこが受け皿になると効果的であるかを検討します。（地域・NPO・企業）

仕分けの対象事業について

現在、対象事業を選定中です。決定次第、広報まいばらや市のウェブサイトで公表する予定です。

事業仕分けの流れ イメージ

①事業の必要性の判断

不要
必要

②実施主体の見直し

不要
国 県 市
民間

③手法の見直し

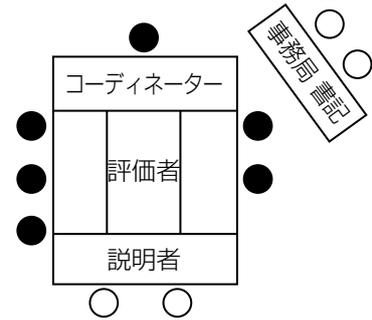
不要
国 県 現行どおり 内容見直し 民間委託
民間

④民間受け皿の検討

不要
国 県 現行どおり 内容見直し 民間委託
地域 NPO 企業

9月4日(土)
9時30分～
ルッチプラザ
自由に傍聴できます

当日の実施方法



コーディネーター1人と評価者5人で1グループとし、3グループを編成します。

まずは、説明者（事業の担当課）

が事業の概要や課題などを説明し、それに対して評価者が事業の妥当性や効果などについて質問・議論を行います。

そして、その上で評価者が評価シートを作成して、多数決により判定します。

1事業あたり約40分の予定で、1グループあたり9事業・全体で27の事業を仕分けします。

事業仕分けは傍聴できます

なお、事業仕分け当日の議論は、すべて公開します。市の事業を知っていただける機会にもなりますので、ぜひご来場ください。事前申込は不要です。

仕分け結果の公表・反映方法

事業仕分けの結果は、市のウェブサイトや広報まいるらでお知らせします。

これらの結果を参考に市の最終方針を決定し、平成23年度以降の予算に反映させます。

また、仕分けの対象外事業でも、同質・同類のものについては、最終決定した方針に基づいて同様に見直しを行います。

事業仕分け

「市民評価者」を募集します

市民評価者として「事業仕分け」に参加していただける方を募集します。



●募集人数 3人

●応募資格 次の要件をすべて満たしている人

- ①事業仕分け実施日(9月4日)現在、市内に住所を有し、満20歳以上であること
- ②市の行財政改革と市が行う事業に関心があること
- ③事前研修(2回程度)と事業仕分け当日に出席できること
- ④現職の滋賀県議会議員、米原市議会議員または米原市職員でないこと
- ⑤公序良俗に反する行為や言動を行わないこと

●募集期間 7月15日(木)から7月28日(水)17時まで

●提出書類 指定の応募用紙に、住所、氏名、性別、生年月日、勤務先、職業、電話番号、自己PR(まちづくり活動の経歴やその思いなど)、応募動機(なぜ事業仕分けに参加したいのか、この制度をどのように捉えているかなど、800字程度)を記入のうえ、下記まで郵送・持参・FAX・Eメールのいずれかの方法でお申し込みください。

※応募用紙は、各市民自治センターまたは政策秘書課でお渡しします。また、市のウェブサイトからもダウンロードできます。

お問い合わせ

政策秘書課(米原庁舎)

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地

☎ 52-6626 ☎ 52-5195

✉ sousei@city.maibara.lg.jp

事業仕分け

結果反映までの流れ

9月4日 事業仕分けの実施

9月末日 結果速報の公表

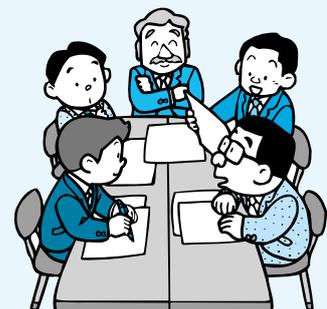
10月中旬 結果の対応方針決定



平成23年度予算に反映

予算反映結果の公表

*平成23年度予算に反映できない分は、継続して取り組みます。



滋賀統合物流センター事業 土地売買契約に関する状況報告

滋賀統合物流センター事業用地として整備した工業団地の売買契約を締結している株式会社S-I-LCから、支払期日の6月24日までに売買代金が支払われず、翌25日付けで催告書を送付しました。

これは、契約解除もやむを得ないとの判断であり、事業の推進に大きな影響を与えるものです。

しかし、この事業は地域の経済や環境に与える効果が大きく、その必要性・重要性は変わるものではありません。事業が早期に実現し、工業団地が有効活用されるよう、全力で取り組むことをお誓いします。



臨時記者会見で事業の経過や対応について説明する市長
(6月25日 山梨庁舎)

米原市長 泉 峰一

本年2月に支払期日を延長して以降、事業の進展を十分に見極めるため、(株)S-I-LCとの協議や、滋賀県を含めた三者会議を重ねてまいりました。しかし同社から6月10日付け書面で支払期日を本年12月31日まで再延長するよう申し入れがありました。

支払期日の再延長については、市民のみなさまのご理解が得られるような事業実現に向けた具体的な展望や、それを担保する何らかの確証が必要であると、これまで

から伝えてきましたが、了承するに足りる回答を得ることができず、催告期日内に売買代金の支払いがなければ、契約を解除せざるを得ないとの判断に至りました。

今日の状況に至り、市民のみなさまや貴重な土地を提供いただいた地権者のみなさまに大変ご心配をおかけしておりますことについて、申し訳なく存しております。

この事業は、本市にとどまらず県全体の経済発展に寄与するとともに、地球温暖化対策の面からも

大きな期待が寄せられています。引き続き、事業の早期実現のため、県の積極的な支援を求めるとともに双方の連携を図り、企業誘致や周辺道路整備、貨物ターミナル駅の整備について、全力で取り組みます。

さらに、工業団地造成事業費の借入に対する償還についても、県に財政支援を講じていただくよう改めて要請していきます。

今後、これまで興味を示されてきた企業や本市の交通結節点とし

ての優位性に注目する企業ともさらに協議を進めるなど、工業団地の有効活用が1日も早く実現できるよう、米原市の総力を挙げて取り組んでまいります。

市民のみなさまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(6月25日開催、市議会特別委員会の答弁および臨時記者会見の発表内容を要約)

催告書とは、支払われるべき売買代金等が未納である相手に対して、早期の支払いを促す意味で、未納となっている金額等を記載して送付する書面です。

催告書の内容は、売買代金27億757万9,530円および延滞金2,842万9,000円を本年7月6日までに支払うよう求めるもので、期日内に支払いがない場合は、翌7月7日をもって本契約を解除すること、あわせて違約金2億7,075万7,000円を請求することを通告しています。

お問い合わせ

都市振興局(米原庁舎)

☎52-6784 FAX52-5195

米原市次世代育成支援行動計画 （後期計画）を策定しました

市では、少子化対策を集中的・総合的・計画的に進めるために、平成22年から26年度を計画期間とする「米原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

この計画は、平成18年3月に策定した前期計画の進捗状況や課題を整理し、保護者2,000名へのアンケート、有識者による「米原市次世代育成支援対策地域協議会」などでいただいたご意見・ご提案を踏まえて、子育てや子育て家庭に対する支援策・環境整備を定めたものです。

後期計画策定の視点

後期計画は、前期計画で定めた基本的な考え方を継承するとともに、次の11の視点に立ち、策定しました。

1. 子どもの視点
2. 次代の親づくりという視点
3. 新しい子育てを考える視点
4. サービス利用者の視点
5. 社会全体による支援の視点
6. 新しい地域福祉の視点
7. すべての子どもと家庭への支援の視点
8. サービスの質の視点
9. 地域特性の視点
10. 庁内の連携強化
11. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた視点

後期計画の概要

基本理念

『夢育み 笑顔あふれる米原市
子どもとともに光るまち』

基本目標

- ①子どもを生み育てることが
楽しく感じられるまち
子育てに関する経済的・心理的な負担や不安を解消する支援などの充実を図ります。
- ②ゆとりのなかで安心して
子育てのできるまち
保育サービス等の充実、子育て経費の負担軽減、障がいのある児童を抱える家庭の自立支援などの充実を図ります。
- ③子どもが心身ともに
健やかに生まれ育つまち
子どもの発達段階などに応じ

た相談や不妊治療に関する相談体制の充実、健やかな成長のための食育推進などを図ります。

④子どもが心豊かに

のびのびと育つまち

生活習慣の体得や感性を育てる幼児教育、さまざまな体験などを通して生活力を育てる学校教育の充実、いじめや不登校に対する各種相談体制の充実などを図ります。

⑤子どもがたくましく

夢を温め育てるまち

子どもがスポーツや地域活動などを通して異年齢の子どもや大人と出会い、人間関係を築き、さまざまな感動を体験できる機会を提供します。

5つの基本目標に基づいて、重点的に24の施策を実施します。

計画書は、市役所各庁舎・図書館に設置のほか、市のウェブサイトでご覧いただけます。



次世代育成支援対策

地域協議会委員を

募集します

後期計画の進捗状況などについてご意見をいただき、地域協議会委員を募集します。

▼募集人員 2名程度

▼任期

委嘱の日から24年3月31日まで

▼応募資格 応募時点で、市内在住・在勤で20歳以上の方（市の議会議員、付属機関等の委員および市職員を除く）

▼業務内容 毎年度1～2回程度地域協議会に出席し、後期計画の進捗状況や施策の実施状況についてご意見をいただきます。

▼応募方法 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、8月2日までに、直接持参・FAX・郵送またはEメールでご応募ください。

▼応募要領および応募用紙 こども元気局・各市民自治センターに設置してあるほか、市のウェブサイトでからもダウンロードできます。

お問い合わせ

教育委員会 こども元気局（山東庁舎）

☎ 55-8104 ☎ 55-4004

✉ kodomokatei@city.maibara.lg.jp

環境保全課からのお知らせ

廃食用油

実験回収します!!



▲回収ボックス

市では、地球温暖化防止を指し、平成19年度から廃食用油（使用済み天ぷら油）を軽油代替燃料（BDF）に再利用する実験を行っています。

そして、今後さらに事業展開するためには廃食用油の安定収集が重要となってくることから、回収時の課題や回収量を把握することを目的に実験回収を行います。

実験回収は、指定した市内4地区での集積回収と、市役所各庁舎への持込み回収で行います。

地球温暖化防止に向けた取り組みに、みなさんのご協力をお願いします。



◆回収期間

平成22年8月2日(月)～
平成23年3月31日(木)

◆回収場所

▼指定地区

(伊吹志賀谷・醒井・リバーティ近江) 資源ごみ集積所に設置する回収ボックスまたは市役所各庁舎に設置する回収ボックスへご持参ください。

▼指定地区以外

市役所各庁舎に設置する回収ボックスへご持参ください。

◆回収日

▼指定地区

・資源ごみ集積所への持込み
資源ごみの日

・市役所各庁舎への持込み

平日8時30分から17時15分

▼指定地区以外

・市役所各庁舎への持込み

平日8時30分から17時15分

◆回収方法

油が入っていたポリ容器に廃食用油を入れ、こぼれないようにしっかりとフタをして、回収ボックスに入れてください



◆注意事項

・回収するのは植物油のみです。次のような油は出さないでください。

- ※動植物性油やラード、マーガリンなどの常温で固形の油
- ※エンジンオイルなどの鉱物油
- ・天ぷらなどのカスは多少混じっても大丈夫ですが、できるだけすくい取ってから出してください。
- ・容器の外側が汚れた場合は、軽く拭き取ってから出してください。



廃食用油の回収に使用する車は、BDFを使用しています。

お問い合わせ 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 ☎ 58-1630

総務課からのお知らせ

情報公開の

実施状況

情報公開制度は、市民のみなさんの市政参加を促進し、より身近で開かれた市政の実現を目指した制度です。平成21年度の実施状況は次のとおりです。今後も積極的な公文書の公開に努め、公正で透明性の高い行政を推進します。

実施機関	請求数	状況			取り下げ
		公開全部	公開部分	非公開	
市長	11	0	3	4	4
教育委員会	5	0	3	1	1
選挙管理委員会	3	0	3	0	0
合計	19	0	9	5	5

個人情報保護制度の

運用状況

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護するため、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求めることができる制度です。平成21年度については、請求がありませんでした。

今後も個人情報を適切に管理し、適正な行政運営を推進します。

お問い合わせ

総務部 総務課米原庁舎
☎ 5211552 ☎ 5214447

下水道の使用料金を

統一します!!

市の農業集落排水処理施設使用料と公共下水道使用料を統一します。新しい料金体系は下表のとおりです。

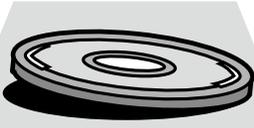
▼一部の地域で料金が変わります

今回料金が変わる区域は、山東地域の農業集落排水処理施設を利用されている区域です。

※菅江、清滝、山室、朝日、野一色の一部、夫馬、烏脇、坂口、村居田、井之口の一部、梓河内

▼新しい料金体系の適用

11月請求分（8月20日以降の使用分）からになります。



基本料金		超過料金	
汚水量	1㎡当たりの料金	汚水量	1㎡当たりの料金
10㎡まで	1,281円	30㎡まで	141.75円
		50㎡まで	152.25円
		100㎡まで	162.75円
		750㎡まで	173.25円
		750㎡を超える分	220.50円

※下水道料金の計算方法（例）1か月に20㎡使用した場合

10㎡まで 1,281円	+	11㎡～20㎡ 10㎡×141.75円	=	2,698円 (1円未満切り捨て)
-----------------	---	------------------------	---	----------------------

分離ますを定期的に清掃しましょう

下水道は市民全員の共有財産であり、その維持管理は市民のみなさんに納めていただいた下水道使用料により賄っています。

野菜くず、油、その他水に溶けないものを流すと下水道が詰まる原因となります。分離ますの定期的な清掃など、一人ひとりの心配りで大切に使いましょう。

分離ますの清掃例

①台所排水の下流側に分離ますがあるの、フタを開けます。



②ます内に溜まっている油類を玉や網を使って新聞紙などにすくい上げます。



③ホースなどを使って、ますに付いている油類を落としてください。
④除去した油類は、水分をよく切り、可燃ごみと一緒にごみ収集に出してください。



保険課からのお知らせ

国民年金保険料の

納付が困難な場合は

ご相談ください!



国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。制度の概要は次のとおりです。申請の手続きは、市の保険課または日本年金機構年金事務所で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。



②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

なお、将来受給される老齢基礎年金には、それぞれ下表のように反映されます。

【参考】保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の違い

	全額免除	一部納付（一部免除）※			若年者納付猶予 学生納付特例
		4分の1納付	半額納付	4分の3納付	
老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に	算入されます。	算入されます。	算入されます。	算入されます。	算入されます。
老齢基礎年金を計算する際には	2分の1が反映されます。 (21年3月までは1/3)	8分の1が反映されます。 (21年3月までは1/2)	4分の3が反映されます。 (21年3月までは2/3)	8分の7が反映されます。 (21年3月までは5/6)	反映されません。

※ただし、一部納付については納期限までに保険料が納付されていることが前提です。

お問い合わせ 市民部 保険課（近江庁舎） ☎ 52-6922 ☎ 52-8730
日本年金機構彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1114

インターネット上の差別について



ネット（インターネット）上の「掲示板」や「ブログ」などには、特定個人への誹謗中傷、勝手な個人情報公開、差別的な内容の書き込みなど、人権を侵害する悪質な行為が数多く存在しています。

「自分が書いたというのでは誰にもわからないから…」などの安易な気持ちで書き込むことで、相手の心をひどく傷つけることを忘れてはいけません。

本当に匿名？

このような問題の背景には、ネットの匿名性があげられます。しかし、本当に匿名なのでしょいか？

結論を言うと、匿名ではありません。パソコンには1台ごとにIPアドレスという個別の番号がついており、悪質な書き込みなどを行って警察の捜査の対象となった場合、すぐにそのパソコンを特定することができます。

ネット利用のルールとマナー

ネットは必ずしも匿名ではなく、人権侵害や犯罪行為の場合は、個人が特定され、罪に問われることを意識し、

ルールとマナーを守って利用することが大切です。

◆相手の人権を尊重しよう

ネット上であっても、相手がいることを常に意識し、相手の人権を尊重しなければいけません。

◆噂やうそを書き込まない

現実社会と同様、噂やうその情報を書き込んで他人をだますことは許されることはありません。

◆言葉の使い方に気をつける

文字によるコミュニケーションでは、細かな気持ちは伝わらず、誤解を招くこともあります。言葉の使い方には十分注意しましょう。

◆責任は自分にあります

情報を発信したり受信したりすることは、社会的にも法的にも責任はすべて自分にあることを常に意識するようにしましょう。

◆差別につながることは書かない

差別的な表現などで人を傷つけるような書き込みは、人権侵害であり、許されない行為です。

◆個人情報を守らさない

掲示板等に他人の個人情報を書き込んだり、他人になりすまして投稿したりすることは、プライバシーの侵害にあたります。

この他にも、ネット上での誹謗中傷は『名誉毀損』、『殺す』などの書き込みは『脅迫』となり、警察の捜査対象になる場合があります。

ネットは心の窓

世界中のあらゆる情報を手に入れることができるネット上に書き込みなどを行うことは、世界中に自分の意見を発信していることと同じだといえます。そのため、自分の発言に責任を持つことが大切です。

匿名性が高く、相手が見えないネット上だからこそ、私たち一人ひとりの人権意識が真に問われることとなります。一人ひとりの人権意識を高め、安全で快適なネット社会を築き上げていきましょう。



お問い合わせ

総務部 人権政策課（米原庁舎）
TEL 521-66209 FAX 521-4539

第1回 きらめき人権講座

人権尊重のまちづくりに向けて、4回シリーズの人権講座を開催します。受講料は無料で、事前申込も不要です。

- ▶日 時 7月23日（金） 19時～21時
- ▶会 場 近江公民館
- ▶講 師 宮田 仁 氏（滋賀大学教育学部 教授）
- ▶演 題 「ケータイ、ネット社会と人権」

～被害者になったり、知らない間に加害者になってしまわないために～

お問い合わせ

人権教育推進協議会事務局
TEL 54-2220
FAX 54-2220
教育委員会 生涯学習課
（ルッチプラザ）
TEL 55-8106
FAX 55-4556



米原市多文化共生社会実現に向けた 市民意識調査

結果報告 vol.2

市では昨年度、外国籍市民に関する日本人市民の意識や実態を把握するため「米原市多文化共生社会実現に向けた市民意識調査」を実施しました。

6月15日号の特集では、調査によって明らかになった外国籍市民に対する日本人市民の意識や、お互いの関わりの実態などについてお伝えしたところです。

今回は調査結果を通じて具体的な見えてきた、市が取り組むべき課題などについてお知らせします。

課題① 交流の機会の創出

まず取り組むべきことは、日本人市民と外国籍市民が交流するための場と機会の提供です。外国籍市民を日常的に見かけることがあっても、交流を深めたり、彼らに対して親しみをもったりすることが少ないのは、お互いが積極的に関わる機会がなかったからではないでしょうか。

平成20年度に実施した外国籍市民へのインタビュー調査からも明らかのように、市内に在住する外

国籍市民は、派遣会社や受け入れ企業が用意するアパートと職場とを往復する毎日で、地域で交流を深める機会は限られているのが現状です。

その一方で、日本人市民の中には、外国籍市民との交流を望んでいる人が少なからず見受けられ、特に若い世代は前向きです。

市においても、交流の場と機会を積極的に設けていくことで、お互いに抱いていた抵抗感が薄れ、ボランティア活動の活発化や外国籍市民を支援する市民団体が形成されるなど、次のステップに発展する可能性も期待できます。

また、外国籍市民にとっても、同じ市民としての自覚が生まれ、地域へ溶け込もうという気概が生まれるのではないのでしょうか。

課題② 多文化共生教育の実践

国際交流はときとして、外国の食べ物や衣装、祭りなどを紹介するような、単なるイベントに終始する可能性が否めません。

交流活動を多文化共生のまちづくりにつなげていくためには、す

べての人々が持つ市民としての権利を尊重することを学ぶ「多文化共生教育」の実践が必要です。

また、ここでいう教育とは学校での教育に限らず、市役所の各部署が連携しながら、それぞれの事業の中で幅広く取り組むことが大切です。

課題③ 国際協会等の設立

現在、県内には(財)滋賀県国際協会のほか、14の市町が独自の国際協会などを設置しています。

これらの協会は、国際交流の橋渡し役としてだけではなく、多文化共生教育のコーディネートとしても重要な存在です。市においても協会設立の検討を視野に入れ、県内のネットワーキ化を図っていくことも必要と言えます。



提言

『多文化共生社会実現のための施策について』



人権尊重のまちづくり審議会
会長 田中 欣和さん

今回の調査結果については、審議会でも検証を行いました。特に重要と思われる次の点について、市長に提言を行いました。

外国籍市民のための施策では、言語的障害を乗り越えられる職員の活動が重要

です。現在、通訳職員の配置が行われていますが、ここで蓄積しつつある経験を活用できるよう、中長期の人事計画が必要であると考えます。

また、調査の中で「在日外国人のための活動」に「参加したい」と答えた人は項目によって「1.9%～6.0%」あり、一見少ないように思えますが、たとえわずかであってもこのような活動に参加できる市民が登場することは大切なことです。むしろ潜在的な可能性を示すものにとらえて、言葉や文化の学習機会を積極的に作っていくべきでしょう。

そして、「国際協会」については、県内の国際協会へ出向いて資料収集を行うなど、設立準備に向けて具体的に動き出すことが必要ではないでしょうか。

何よりも、調査の報告書が十分に活用され、提言の内容が近い将来に実現されることを期待します。



5月19日(米原庁舎)
田中会長から泉市長へ提言書が手渡されました。

お問い合わせ
総務部 人権政策課 (米原庁舎)
☎ 521-6629 FAX 521-4539



人権に関する審議機関である「人権尊重のまちづくり審議会」から提出された提言書(上記)も受け、今後も引き続き「多文化共生社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

多文化共生社会から

さらに広い共生社会へと…

今回の調査結果からは、次のような傾向があることも明らかにになりました。

長引く不況のあおりを受け、自身の生活に不満を抱える日本人市民は少なくありません。こういった状況の中、現在の生活に不満がある日本人市民の8割近くが、「外国籍市民のための支援活動には参加したくない」と回答していたのです。

しかし、このように考えてみて

はどうでしょうか。外国籍市民との関わりを考えることは、社会には多様な文化や価値観があること、そして、国籍に関わらずみんなが市民として生きる権利を持っていることへの気づきの機会ではないでしょうか。

そして、ひいては、性別や障がいの有無などによって人を区別しない、もっと広い意味での共生のまちづくりにつながるチャンスでもあるのです。

さらなる充実に向けて

取組を進めます

これまでから市では、すべての市民の人権が尊重される住みよいまちづくりを目指してきたものの、外国籍市民に対する施策は立ち遅れていました。

しかし、各庁舎の多言語による案内標記や通訳の配置、相談電話の設置など、昨年から少しずつではありますが具体的な成果もみえ始めています。



▲外国籍市民が最も多く訪れる山梨庁舎。昨年からは各庁舎の窓口に通訳を配置しています。

健康きらり

がんばるヘルシー

集落事業に参加して

柏原 横川 芳美さん(65歳)

「健康きらり」では、健康で明るく元気にくらすための情報を紹介しています。

5年前になると思いですが、ヘルスアップ事業メディカルチェックを夫婦で受診しました。主人の方がメタボリックシンドロームで要指導となり、保健師さんが家庭訪問し、食事指導や助言をくださいました。

初めて生活習慣の大切さがわかり、朝夕、血圧を測り、グラフにしてみました。その時の私の血圧は、120/130mmHgでそれほど気にはしていませんでしたが、2年前の冬、突然目まい、吐き気がして血圧を測ったら、200mmHg近くまであがっており、すぐに救急で病院へ行き、その後の指導で、朝一錠の薬を飲むようになりました。

担当保健師から一言

柏原区で2年間実施した「がんばるヘルシー集落事業」は、区の健康課題をアンケート調査や健診データ等の分析から明らかにし、柏原区で実施されている運動会や健康まつり等にウォーキング教室や料理教室、介護予防教室等の新規事業を組み合わせ、区ぐるみで健康づくりに取り組んだ新しい事業です。

横川さんは、目標を立て、達成度を確認していく「マイヘルシート」を活用し、本事業に積極的に取り組まれました。今後も目標達成に向け継続して取り組まれます。



今まで自信過剰だった私は、運動教室、料理教室、ウォーキングなどへ、積極的に参加するようになりました。今回のマイヘルシートで、健康目標と行動目標を立てた結果、100点満点まではなかなか手が届きませんが、自分自身のことです。笑顔で日々過ごせるよう、前向きに頑張っていきます。

お問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課 (山東庁舎) ☎ 55-8105 ㊚ 55-2406

在宅長寿のヒケツ

認知症予防に役立つ習慣

認知症は、最近の研究で生活習慣を変えることで発症を遅らせたり、症状を軽くおさえられる可能性があることがわかってきました。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防することは、認知症を予防する第一歩です。

★運動に取り組もう

運動することで、脳のいろいろな場所が刺激を受け、また脳の血流量も増えて脳が活性化するといわれています。

○手軽に取り組み、なおかつ有酸素運動としての効果もある「ウォーキング」がおすすめです。

○まずは週に1〜2回、できる範囲から始めて、徐々に体をならしていきましょう。慣れたきたら、週5回、30分程度のウォーキングを目標にしましょう。

○「運動をしなくては！」という気持ちはストレスになり逆



効果です。自分が気持ちよく運動できることを一番に考えて実践してみましょう。

○医療機関にかかっておられる方は、医師の指示に従って運動をしてください。

★睡眠のリズムを大切に

年齢を重ねると睡眠が浅くなる傾向がありますが、脳が記憶の情報処理を行うためには質の良い睡眠をとることが大切です。

○昼寝をする場合は、午後の早めの時間で30分以内に行いましょう。午後の活動性が高まり、夜の深い眠りにつながります。

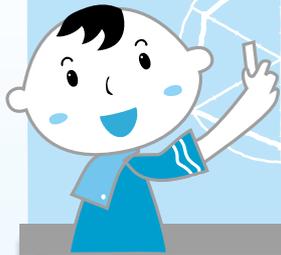
○夕方に運動をすると夜の眠りが深くなります。

○深酒は眠りを浅くしますので避けるようにしましょう。

※いずれの予防方法も生活習慣として身につけることが大切です。

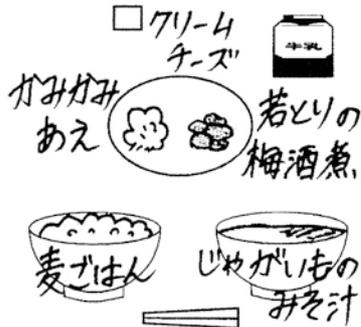
お問い合わせ 福祉支援局 地域包括支援センター (山東庁舎) ☎ 55-8110 ㊚ 55-8130

まいばらんす 給食レシピ



バランスのとれた食生活を送れていますか？給食の献立を参考に、ご家庭での食事を見直してみてください。

6月3日の給食



栄養士からのワンポイントアドバイス

梅は食あたり、疲労回復、肩こり、神経痛にも効果があり、「梅は三毒をたつ」と言うことわざもあるほど効果があります。

梅酒を入れることによって、お肉が柔らかくなりとってもおいしいです。また、小鮎の飴炊きに入れると生臭みがとれます。梅酒を使った料理や梅酒ドリンクで夏バテを予防しましょう。



お試しメニュー



鶏肉の梅酒煮

材料(4人分)

鶏もも肉	60g	6切れ	しょうゆ	大さじ1強
塩		少々	三温糖	大さじ2弱
植物油		少々	みりん	小さじ1
梅酒		大さじ2		

作り方

- ①鶏肉は軽く塩をする。
- ②厚手の鍋に植物油を入れ熱し、①を入れ少し焼き目を付ける。
- ③②の中へ、梅酒、しょうゆ、三温糖、みりんを入れて蓋をして弱火で煮詰め照りをつける。

毎月19日は「食育の日」

もしものための まめ知識

風水害

気象情報は命綱

台風や集中豪雨の時、最も頼りになるのは気象情報です。注意報や警報に十分注意し、市から広報する防災情報を聞きのがさないように心構えと避難準備をしましょう。

1、情報収集のために

- ①停電でテレビから情報が得られなくなるということのないように、ラジオの準備。
- ②市から放送する防災情報を聞きのがさないよう防災無線をよく聞こえる場所に準備。
- ③懐中電灯やラジオ、防災無線の新しい電池を準備。
- ④市からの防災情報は、自治会長や広報車でも提供します。聞きのがさないようご注意ください。



2、安全に避難するために

- ①ラジオ・防災無線を携帯し、常に最新の気象情報や防災情報を収集してください。
- ②長靴は水が入り歩きにくくなるので、ひもつき運動靴をはきましょう。
- ③手が自由に使えるよう、非常持出品などの持ち物は背負いましょう。
- ④先頭を歩く人は、長い棒を杖にしながらくぼみや溝を確かめて歩きましょう。
- ⑤歩ける深さは男性で70cm、女性で50cm、子どもで30cmが目安です。水が腰の深さになったら、無理せず高い所で救助を待ちましょう。

お問い合わせ 市民部 市民安全課 (近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

災害時急連絡道路 開通式

(6月2日)



奥伊吹スキー場のゲレンデを通り県境まで続く作業道と、岐阜県揖斐川町の林道を接続した「緊急連絡道路」が完成し、泉市長、揖斐川町長、土地の管理者である奥伊吹レクリエーション株式会社の草野社長をはじめとする関係者の出席のもと、開通を祝うテープカットが行われました。

この「緊急連絡道路」の完成により、地震などの災害発生時には、揖斐川町と相互に応援体制を取ることができ、山間部にある集落の孤立を防ぐことが期待されています。

この「緊急連絡道路」は、災害時のみの通行となります。

わさびの特産化に向けた情報交換

(6月11日)

市内のわさび生産者と農産物直売所などの代表者が情報交換を行う「わさび生産者間連携会議」が開催されました。

この会議では、栽培や利用方法、購入者のニーズなどについての情報交換、わさびの加工に取り組む地域グループの事例紹介が行われました。

現在栽培しているわさびを試食した出席者は、「わさび特有の辛味と風味が心地よい。上手く活用し、生産・加工・販売とつなげていければ。」と、味を確かめておられました。

わさびのブランド化に向け、生産サイドと販売サイドの双方からイメージアップを図っていくと、今後も連携会議が行われる予定です。



市長 エッセイ みね日和

びより

60歳を超え、血圧が高めで高脂血症の傾向があるなど、メタボリックシンドロームを心配する歳になりました。気軽に取り組める運動がないかと考えていたところ、先月から山東B&G海洋センターのプールが温水プールとしてリニューアルオープンしたのを機に、水泳を始めることにしました。

私の場合は水中歩行が中心で、30分も歩くとい運動になります。親子連れや私よりも高齢の方など、様々な年齢層の方が泳ぎを楽しんでおられますが、私も無理のないペースで継続していきたいと思っています。また、すでにお知らせしていますが、今年から「まいばら健康カレッジ」を開講します。みなさんも、自分に合った健康づくりを考え、実践する機会としてぜひご参加ください。

一方、現在「市長への手紙」をお寄せいただいている中で、健康や福祉について切実なご意見をいただくこともあります。手紙を読ませていただきながら、私の認識不足であったことや配慮が足りなかったことなど、改めて気づかされることがたくさんありました。今後もこういったご意見やご提言を真摯に受け止めながら、幅広い視点で元氣な米原市づくりに取り組んでまいります。



米原市長 泉 峰 一

(7月1日記)

米原歴史中入街道

米原市の歴史・文化財を歩く ⑥4

別
シリーズ



京極氏と浅井三姉妹物語 其の二

—京極道誉の登場!—

ようやく北近江の戦国大名になりました。

「北近江の戦国大名は?」。こう聞

かれると、多くの方は「浅井氏」と

答えます。書店に並ぶ歴史本の戦国

大名分布地図にも、近江の北半分が

浅井氏、南が六角氏となっています。

戦国時代は、一四六七年の応仁の乱

から始まったといわれています。足

利將軍家と幕府の有力大名山名・細

川・畠山氏らの抗争が全国に広がり、

それまで京都を中心に活動していた

大名たちが、乱れ始めた領国を治め

るために地元に戻り、強固な城を築

いて地元の豪族を支配します。とき

には地元の有力者によって支配権を

奪われる「下剋上」という現象が各

地で起こります。北近江では、鎌倉

時代以降、応仁の乱を経て天文年間

(二五五〇頃)まで、京極氏が支配

者でした。浅井氏は長政のときに、

京極家の有名人

その後、京極氏は戦乱の世をなん

とか乗り切つて、江戸幕府の大名家

として明治維新を迎えます。実に

二七代。分流を名乗る家も多く、全

国に散らばります。京極氏で著名な

のは、室町幕府の功労者・道誉(高

氏)と、関ヶ原の戦いのおり、大津

城で西軍を足止めした高次です。今

回は、京極氏歴代でおそらくもつと

も有名な婆娑羅大名・京極道誉の巻

です。

氏信から数えて五代目に当るのが

道誉です。鎌倉幕府の滅亡と後醍醐

天皇の建武の新政を始まりとする南

北朝の動乱期に足利尊氏とともに

活躍します。京極家の繁栄の基礎を

築いた要因は、道誉の先見性にあり

ます。鎌倉時代末期の道誉は、北条

氏に反旗をひるがえした後醍醐天皇

の隠岐島配流に幕府の将としてつき

従い、同じく捕らえられた北畠具行

を柏原で斬首するという鎌倉幕府に

忠実な武将です。しかし、足利尊氏

が蜂起するやいち早くはせ参じ、以

後一貫して尊氏と行動をともしま

す。

数ヶ国の守護となる

一方で、佐々木本家である南近江

の六角時信は、最後まで北条氏に従

い、北条仲時ら四三〇名が番場の蓮

華寺で自刃して、ようやく足利方

に従います。時信はこのとき同族の

道誉に仲介を頼んでいます。本家の

六角氏が、分家の京極氏を頼らな

ければならなかったというこの出来事

は、両家の力の逆転をみごとに表し

ています。

後醍醐天皇の新政は二年余りしか

続かず、以後、恩賞などに対する武

士たちの不満、尊氏と護良親王・新

田義貞の対立、尊氏の離反による新

政の崩壊、南北朝の分裂、足利兄弟

の対立など、南北朝時代は権力欲を

むき出しにした泥沼化の様相を見せ

ます。そのような中でも道誉の先見

の明は発揮されて、着々と地歩を固

め、功績が認められて京極氏として

はじめて若狭で一国の守護(県知事)

に任ぜられ、建武五年(二二三八)

には尊氏から近江守護に任命されま

す。やがて飛騨・出雲・隠岐三ヶ国

の守護職も手に入れます。京極家繁

栄の基礎は、まさしく道誉の獅子奮

迅の働きによって固められました。

(歴史・文化財保護室)



▶ 北条仲時一行供養墓碑

あなただけの「絆メッセージ」 をお届けください!

おとうさん
おしごとがんばってね。
ほかはいっしょに
あそんでね。
Sくん 5才

子どもを産み育てて、親の大変さ、優しさに、
今気づきました。子どもたちには人に優しく、
そして健康に兄弟仲良く育ててほしい、
育てなくては!と思います。産んでくれてあり
がとう。産まれてきてくれてありがとう。
AMさん 30才代・女性

あなたが産まれてきてから、あなた中心の生活
で毎日バタバタしているのですが、ふと、あな
たが一人でできることが増えていて成長に気づ
きます。私一人だった時は、成長なんて感じな
かったの、とても嬉しいことの多い「バタバタ」
の毎日なんですよ。
ム八さん 30才代・女性

高校生の頃、髪を染め、
仲間と悪いことばかりしていたとき、
それまで黙っていた親父から
「おまえのやりたいことはこんなことか!」
と初めて怒られた。
その言葉に今は感謝している。
Mさん 40才代・男性

何いかにしても努力を惜しまず、
いつも潔いお母さん。
いつまでもかかぬかないなあ…。
尊敬しています。
Kさん 30才代・女性

一番下の息子が
社会人になるまであと18年…。
それまで、父ちゃんは
仕事がんばるからな。
Iさん 30才代・男性

おとしん、おかん いつもありがとう。
結婚式でも言った言葉ですが、子どもを授かり、
自分が親になった今だから「本当にありがとう」
と思います。
声に出して言うのは恥ずかしいので、二人が天
国に行くまでには必ず言わせてもらいます。
Jさん 30才代・男性

お母さん…
信頼し、見守ることの難しさを
今しみじみと感じています。
Hさん 40才代・女性

これまでに寄せられた
「絆メッセージ」7/1 現在

0117



大切なあの人に思いをめぐらせながら・・・

人が生まれて最初に結ばれる最も基本的な人間関係である「親」と「子」。このかけがえのない相手の存在を大切に思うきっかけとして、「親子の絆メッセージ」を募集中です。

メッセージカードと投函箱は、親子の絆プロジェクトの関連イベント会場のほか、市役所各庁舎や公民館に設置しています。

*メッセージは合併5周年イベントで展示するほか、プロジェクトの広報に活用します。

お問い合わせ 政策秘書課(米原庁舎) ☎ 52-6626 📠 52-5195

8月の健康診断のご案内

対象地域以外でも受診ができます。ご希望の場合は事前にお問い合わせください。忘れずに受診しましょう。

実施日	会場	受付時間	基本健診	胃がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	骨粗しょう症	基本健康診査(*)のみ受診する場合の対象地域
1日(日)	米原げんきステーション	9:00～10:45	○	○	○	○	○	○	梅ヶ原・多良
2日(月)		9:00～10:45	○	○	○	○	○		上多良・中多良
		13:00～14:00	○		○	○			米原
4日(水)		9:00～10:45	○	○	○	○	○	米原西町	
5日(木)	西部デイサービスセンター	9:00～10:45	○	○	○				朝妻・筑摩・磯
18日(水)	山東健康福祉センター	9:00～10:45	○	○	○				長岡
19日(木)		9:00～10:45	○	○	○				志賀谷・北方・本郷
20日(金)		9:00～10:45	○	○	○	○			夫馬・井之口
21日(土)		9:00～10:45	○	○	○	○	○	○	天満・間田
		13:00～14:00	○		○	○	○		朝日・グリーンヒルズあさひ・菅江・堂谷
22日(日)		9:00～10:45	○	○	○	○	○		山室・大鹿・万願寺・西山・加勢野
26日(木)	山東幼稚園	9:00～10:45	○	○	○	○	○	烏脇・坂口・山東桜ヶ丘・小田・平和台・グリーンタウン坂口	
		13:00～14:00	○		○	○	○	野一色・池下・すみれヶ丘	
27日(金)		9:00～10:45	○	○	○		○	市場・本市場・村居田・ヴィラルシオール	
28日(土)	近江保健センター	9:00～10:45	○	○	○	○	○	箕浦・日光寺	
		13:00～14:00	○		○	○	○	新庄・寺倉	
29日(日)		9:00～10:45	○	○	○	○	○	高溝・高溝東・西円寺	
		13:00～14:00	○		○	○		宇賀野	
30日(月)		9:00～10:45	○	○	○			能登瀬・岩脇	
31日(火)		9:00～10:45	○	○	○			多和田・顔戸	

(*) 基本健康診査とは、特定健康診査、後期高齢者健康診査、39歳以下メタボ健診のことです。

健診結果説明会のご案内

健診は受けた後が大切です。説明会に参加して、自分の体の状態を確認しましょう。



伊吹地区

健診を受診した日	説明会開催日	受付時間	会場
6月18日(金)	7月29日(木)	9:00～9:15	リバーホール板並
6月19日(土)・21日(月)	7月30日(金)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	伊吹健康プラザ 愛らんど
6月22日(火)・23日(水)	8月6日(金)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	
6月26日(土)	8月7日(土)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	

米原地区

健診を受診した日	説明会開催日	受付時間	会場
7月14日(水)	8月24日(火)	9:00～9:15	人権総合センターS・Cプラザ
7月15日(木)	8月25日(水)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	米原保健センター
7月16日(金)	8月27日(金)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	
7月31日(土)・8月1日(日)	9月10日(金)・11日(土)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	米原げんきステーション

山東地区

健診を受診した日	説明会開催日	受付時間	会場
7月26日(月)	9月6日(月)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	山東 B&G 海洋センター
7月27日(火)・28日(水)	9月7日(火)	9:00～9:15 / 10:30～10:45	

地デジ「何でも相談会」を開催します

現在のアナログ放送は、来年の7月24日までに終了し、地上デジタル放送に完全移行します。移行に向けて、下記のとおり相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

例えば、こんなことが相談できます・・・

「デジタル放送を見られるようにするにはどうすれば良いのか？」

「アナログテレビをそのまま使って見るにはどうすれば？」

「共同受信施設の地デジ化はどうすれば良いのか？」 など

開催日	会場	時間など
8月2日(月)	伊吹庁舎	10時～16時 事前予約は不要です。ご都合に合わせてご来場ください。
8月3日(火)	山東庁舎	
8月4日(水)	近江庁舎	
8月5日(木)	米原庁舎	
8月6日(金)		

相談会は無料で、機器販売や契約勧誘などは一切ありません。
安心してご来場ください。

問 総務省 滋賀県テレビ受信者支援センター（デジサポ滋賀）
☎ 077-526-8820
市 政策秘書課（米原庁舎） ☎ 52-6627 FAX 52-5195



地デジを口実にした悪徳商法にご注意を！

総務省職員をかたって、手数料を架空請求する悪質な事例などが発生しています。

デジタル放送への対応で、総務省、テレビ局その関係機関からお金を請求することは一切ありません。

このような請求を受けたときは、すぐに支払わず、近畿総合通信局（☎06-6942-0820）または、警察署や消費生活相談窓口（☎52-8088）にご相談ください。

滋賀県警からのおしらせ 「バラバラ殺人」 目撃情報をお寄せください

問 近江八幡警察署

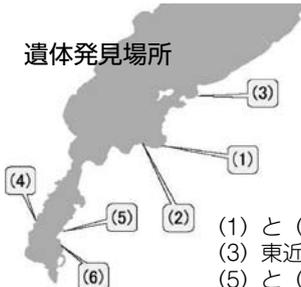
事件捜査本部 ☎ 0748-32-0110

フリーダイヤル ☎ 0120-32-0027 <被害者の似顔絵>

平成20年5月から6月にかけて、琵琶湖岸で切断された男性の遺体が相次いで発見されましたが、被害者の男性（上記似顔絵）の身元は未だ判明していません。

投棄された時期は、4月中旬から5月中旬頃と推定されます。この時期に、下記の遺体発見場所付近で釣りをするなど、不審な人物やボート、車両を見かけた人は、捜査本部までご連絡ください。

なお、事件の解決に結びつく情報に対して、報奨金（限度額300万円）を設定しています。



- (1) と (2) 近江八幡市
- (3) 東近江市、(4) 大津市
- (5) と (6) 草津市

自動車税の納め忘れはありませんか？

県では、平成22年度自動車税が未納の方に、7月20日付けで督促状を送付します。未納のまま放置されると地方税法の規定に基づいて、預金・給与・自動車などの差押えを受けることになります。通知書をご確認のうえ、早急に納付してください。

やむを得ず納付できない事情がある場合は、必ず下記までご連絡ください。

問 東北部県税事務所 ☎ 65-6606
滋賀県自動車税事務所 ☎ 077-585-7288

新たな高齢者医療制度に係る公聴会

後期高齢者医療制度は廃止となりますが、政府では現在、新たな制度の検討を進めています。

みなさんのご意見を幅広く反映できるよう、広聴会を開催します。

日程▶ 8月10日(火) 大阪市中央公会堂
10月1日(金) ウィルあいち
いずれも13時～15時30分

申込▶ 開催日の2週間前までに申込が必要です。
申込用紙は市役所保険課(近江庁舎)にあります。

問 厚生労働省保険局 ☎ 03-5253-1111



米原市内の交通事故 (平成22年6月30日現在)

件数 99件 (+5件)、死者 2人 (0人)、傷者 135人 (+9件) ※カッコ内は前年比



お知らせ

休日納税窓口のおしらせ

平日に市税や市の公共料金を納付することが困難な人を対象に、「休日納税窓口」を開設します。ぜひご利用ください。

日時▶7月25日(日) 9時~17時
場所▶近江庁舎1階窓口

持ち物▶口座振替の手続きを希望される方は、通帳と口座のお届印

問 市 収納対策課 (近江庁舎)
☎ 52 - 3189 FAX 52 - 6930

第60回社会を明るくする運動
公開ケース研究会

7月の強調月間にあたり、全国的に様々な事業が展開されています。市では、犯罪・非行の防止と更生援助についての理解を市民のみなさんに深めていただくことを目的に研究会を開催します。

日時▶7月23日(金) 19時~21時30分
会場▶人権総合センターS・Cプラザ
内容▶講和「子どもたちの健やかな成長を願って」~子どもたちの現状と課題から~

講師▶米原市教育研究会
中学校生徒指導部会長 山本太一氏

問 社会を明るくする運動
米原市地区実施委員会事務局
市 社会福祉課 (山東庁舎)
☎ 55 - 8102 FAX 55 - 8130

夏の交通安全県民運動を実施!
7月15日~7月24日

夏は、レジャー交通の増加や夏休みによる子どもの屋外活動の活発化など、交通事故の増加が心配されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを高め、安全な行動の実践を習慣づけて、交通事故防止に努めましょう。

運動のポイント

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④自転車の安全利用の促進

問 市 市民安全課 (近江庁舎)
☎ 52 - 6630 FAX 52 - 6930

自衛隊就職説明会を開催します

自衛隊の仕事内容や採用試験などについての説明会です。自衛隊に興味・関心のある方は、お気軽にご来場ください。

対象▶18歳以上27歳未満の方
(平成23年4月1日現在)
場所▶近江公民館
日程▶7月29日(木)・8月12日(木)・
8月26日(木)・9月9日(木)
時間▶17時~20時(受付随時)

問 自衛隊滋賀地方協力本部
彦根地域事務所
☎・FAX 0749 - 26 - 0587
URL <http://www.mod.go.jp/pco/shiga/>

「2010 息吹の奏なまつり」

“音の奏”で楽しい夏の夜のひとときを。ご来場お待ちしております

日時▶7月31日(土) 17時30分~21時
会場▶伊吹薬草の里文化センター

内容▶ステージ演奏(オールディーズバンド、CAPOほか)、おばけ屋敷、チョコQレースなど

問 伊吹薬草の里文化センター
☎ 58 - 0105 FAX 58 - 0296

一日エンジョイ講座
「おもしろびっくり発明教室」

身近にあるものを使ったアイデア工作に挑戦してみませんか。

日時▶7月23日(金) 8時30分
(センター出発)~14時30分
場所▶(社)発明協会滋賀県支部(栗東)

対象▶小学生30名*先着順
持ち物▶受講料1,500円・弁当・水筒

問 伊吹薬草の里文化センター
☎ 58 - 0105 FAX 58 - 0296

真依子「うた絵本」誕生コンサート
うたのいぶき

7月31日(土) 15時開演(14時30分開場)
一般2,000円(当日2,500円)
小学生以下1,000円(当日共)



問 ルッチプラザ ☎ 55 - 4550

今月の表紙

親子でおやつクッキング

東部給食センターで、息郷小学校1年生の児童とPTAの「親子料理教室」が行われました。

料理教室では、親子でおよつの「グミ」と「桜エビクッキー」づくりにチャレンジ。

出来上がったおやつを食べ、「美味しいですか」というPTA代表者の呼び掛けに、子どもたちは元気よく「ハイ」と手をあげ、応えていました

環境アクションひとつことPR④

伊吹山の素晴らしい自然を後世に…
—ユウスゲと貴重植物を守り育てる会—

日本百名山にも選ばれている伊吹山。山頂のお花畑も有名ですが、中腹にも貴重植物が生息しています。3合目にはユウスゲの群生もあり、「ユウスゲと貴重植物を守り育てる会」のみなさんは、ススキやササなど雑草の刈り取り、保護柵の設置など、保護・育成活動に取り組まれています。

7月24・25日には、ユウスゲ観賞と山野草の自然観察会(要申込)も行われます。守り育てる会のみなさんの熱心な活動で、今年もきっときれいな花を咲かせてくれるでしょう。



(環境保全課)



人口 41,418 人 (- 22) 男 20,299 人 (- 4) 女 21,123 人 (- 18) 世帯数 13,685 世帯 (+ 7)

人のうごき 65歳以上の人口 10,290 人 高齢化率 24.84% ※ ()内は前月との比較【平成22年7月1日現在】

「広報まいばら」「市公式サイト」への広告掲載に関するお問い合わせは、政策秘書課 ☎52-6627へ

◎広報まいばら 広告掲載料金: 1枠 15,000円 (13,300部発行・市内全戸配布)

◎市公式サイト 広告掲載料金: 1枠・1月 10,000円 (月平均アクセス数 23,000件)

消費生活相談コーナー

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎ 52-8088
受付 平日9時30分～16時

2010.7/15

編集発行

米原市役所 政策秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
TEL 0749(5)20627
FAX 0749(5)25195

TEL 0749(5)25195



発行日 平成22年7月8日(木)
Eメール
公式サイト
http://www.city.maibara.lg.jp/
source@city.maibara.lg.jp

環境保護のため再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOYINK 大豆油インキで印刷しています。

「消費期限」? 「賞味期限」? 食品の期限表示について



Q 食品を買って、冷蔵庫に入れておいたら、いつのまにか賞味期限が過ぎていた。1日過ぎただけなので、捨てるのはもったいない気がするけれど、まだ食べられるの?



A 加工食品には「消費期限」と「賞味期限」のどちらかが表示されています。「消費期限」は、弁当・サンドイッチ・生めん・惣菜など、あまり日持ちせず、傷みややすい食品につけられる表示です。定められた方法で保存した場合に、腐敗などの食品衛生上の問題が生じない期限のことなので、消費期限を過ぎたら食べないようにしましょう。

一方、「賞味期限」は、スナック菓子・即席めん・乳製品・缶詰など、比較的品質の劣化が遅い食品に表示されます。定められた方法で保存した場合、その品質を十分保つことができる期限のことで、期限を過ぎたからといって、すぐ食べられないというものではありません。いずれも、開封前における期限表示なので、一度開封したら、早めに食べましょう。

表示の読み方のヒント
消費期限は「年月日」で表示されます。賞味期限は、3ヶ月以内のものは「年月日」で、3ヶ月を超えるものは「年月」の表示でよいとされています。

金融庁・消費者庁からのお知らせです

貸金業法が大きく変わります!



平成22年6月18日に改正法が施行され、
借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、
新規の借入れができなくなります。

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!

相談窓口の連絡先は、以下の電話番号でご案内します。
■ 金融庁 金融サービス利用者相談室 03-5251-6811
■ 消費生活相談窓口 消費者ホットライン 0570-064-370

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。 www.fsa.go.jp/